

漢法苞徳塾資料	No. 548
区分	治療法
タイトル	刺絡の場合に汎用される穴等
著者	八木素萌
作成日	2002.04.20 刺絡学会シンポジウム用レジメ：関連資料

## I. 塾の施術用具（三稜鍼など）と施術方式

### ◆刺絡施術用の鍼具

- ・三稜鍼〈塾特製〉
- ・直刺型三稜鍼〈特注型と普通のもの二種〉
- ・点瀉鍼〈神戸製〉
- ・7番2寸金鍼
- ・0番短鍼〈7分～1寸鍼体、長柄鍼〉
- ・吸い玉〈大中小〉三種

### ◆施術方式

#### イ. 0番短鍼〈7分～1寸鍼体、長柄鍼〉

主に顔面のシミになって固定した瘀血斑に「シミと健常部」の境界部分まで平行刺して小針置鍼の後抜去し、消毒綿にて清拭する。これを反復施術する。

#### ロ. 7番2寸金鍼と三稜鍼〈直刺型〉・点瀉鍼〈神戸製〉

深部にあつて見えにくい細絡を捉えて絡刺する場合に用いる。

#### ハ. 三稜鍼〈直刺型〉・点瀉鍼〈神戸製〉

施術部位が狭くて奥まっていたり深く屈曲している部位に用いる。こういう場所は吸い玉が使いにくいので手指で瘀血は絞られる。血液の色が綺麗に赤くなった時点をもって度とする。

#### ニ. 三稜鍼〈塾特製〉と三稜鍼〈直刺型〉

中国製型と、特製の鍛えた鋼で手造りした特製直刺型三稜鍼の二種類がある。これらの特製のものは塾の注文に従って作成してもらったものである。特製特注型の鍼は、切皮部位の刃先の形状が和痛性を持つように工夫されたものであるのが自慢である。此の切っ先（鋒）の形状は刀工が刀の鋒の為のものとして切れ味が滑らかなように工夫されたと言う。これら特製特注型は最も繁用されている。

ホ. 施術に際して苦痛を和らげる為に施術部位での押手に注意を払うことと切皮の方向性に注意している。

へ. 「首から上」(頭部・顔面部)に施術しなければならない場合は、前述の「シミ取り」の場合を除いて出血量が多くなるので、事前に良く説明して患者の同意納得を得てからのみ施術する。

## II. 施術目標部位の一般的状況その他

経絡・絡脈・孫絡が一般的に言われている対象部位とされているが、これは主に『靈枢』が記述したものである。これらの部位に病の場合にのみ限って現れる表在微細静脈(種々の形状をしている:小点上のアカアザ類似のものから、叢状になっている毛細静脈・体表小静脈・太いものから細いものまで・糸状や小長虫のようなもの・等々)で、施術目標の細絡は紫がかった黒っぽい色調のものが多い。

この他、井穴・十宣穴・八邪穴・八風穴・四縫穴など、所謂細絡を見なくとも施術する場合がある。ゆえに、これら特殊穴〔救急用の穴でもある〕とも言うべき所を、刺絡する場合を、診定する問題が明らかにされておく必要がある。また、次のような場合も必ずしも細絡が見えなくとも、刺絡は非常に有効な場合が少なくない。関節炎で局所の腫脹がやや赤みがかっていて激しい痛みを見せ、多少熱っぽいものも含めて、局所が熱を帯びている場合には、激しい痛みを頓挫させる。捻挫の場合なども、刺絡は効果的である。

### 〔提案〕

この論の始めの方に記述したように、刺絡学としての専門書がまだないのであるから、歴史的達成を総まとめにした体系的総合的な専門研究書を作る方向と方法を探っていくべきであろうと思考する。

## III. 刺絡適応症とその判断・診断の問題

換言すれば、経脈の流れの停滞(経気の鬱滞)を診定する問題に他ならない。

絡脈のシステムを、経絡の全システムの体制の中において、どのように位置付けて把握しているのか?極めて重要な問題である。『難経』のように基本河川の水流を調整・調節するダムとして考え、これは本流での氾濫の危険に対応したもので、奇経システムも経別システムも大絡の体制も「365節」〈と表現されている〉の絡脈から孫絡までをも、全体としての絡脈のシステムに包摂されているものと『難経』を解釈する向きも存在している。「水流調整ダム」であるならば、本流の氾濫に対

応するのみではなく、本流での水位の低下や枯渇の危険にも、ダムから本流までの水路の浚渫によって本流の水量に対する補充効果の改善に役立つことになる。ゆえに、相当程度に「水流調整」の役割も期待される次第であろう。「経脈の盛（虚）と衰（実）」の判断に絡穴の状態を診るべきことを『内経』はしばしば記述しており、絡穴自体における病証と補瀉の施治を説いている面にも重要性が見られる。

これらは「刺絡もしくは絡刺または刺血」は

「血脈者 盛堅横以赤 上下無常処 小者如鍼 大者如筋 則而瀉之萬全也」  
 (『靈枢』血絡論第 39)

と記述している「血絡」のみを対象としたものとは限らないことを意味していよう。今日的に言われている「細絡」のみが刺絡の対象ではないと言うことであろう。このことが「八邪」「八風」「四縫穴」「井穴」「十宣穴」等々を根拠付けているとも言えよう。

#### IV. 具体的な診断のために

- イ. 血絡に取るとというのが絡刺の原則である。ツボは「節」とも「絡」とも呼び、其処から絡脈が枝分かれする。その絡脈から孫絡が分かれる。「細絡」と呼びならわしているのは、この絡脈や孫絡の部分に現れた血絡のことである。故に「表在小静脈」と言われることもあるが、隠れたように、見え難いものもある。
- ロ. それは独立して1本だけの場合もあれば、スパイダーマーク状のものや、叢状のもの等がある。絡刺〈刺血〉の部位を探し出して刺すのである。注意すべきことは、これらの全てが刺絡〈絡刺〉の対象とは言えないことである。
- ハ. 絡刺〈刺血〉点を探し出すテクニック問題と、その細絡は刺絡の対象であるかどうかを診別する問題等がある。
- ニ. 細絡の所在部位の「皮部」は何れの経脈の領域であるのかを診た上、問題経脈の状態が「溢」とか「満」とかの状態に相当していれば絡刺し、「溢」や「満」の状態に相当していない場合は刺絡を避けるべきである。
- ホ. 刺絡の対象のように見える細絡があった場合、刺血を行うか否かの判定は相当している経脈の状態を診て行うのである。これは全般的状態の判断と、相当している経脈の絡穴の状況が当該経脈の刺血を許容している状態にあるか否かの判断、および経脈毎の特異な脈拍拍動部の脈診の判定などを総合して決定すべき問題である。

へ、これらの他に脳卒中発作や意識混濁状態や傾眠状態や卒倒など、また、小児の驚癇、驚風、消化障害その他、病の状況によって絡刺する場合がある。これらの場合は細絡の存否と無関係である。重篤な病状であっても刺絡が必要な場合がある。補瀉決定論として『靈枢』根結第5の補瀉選択の4通りの判定基準は重要である。つまり「虚实」論を抽象化一般化するのではなく、病状や相当経脈の状況に対応させるように、臨床的に必要かどうかを判断するための基準が求められる次第である。病証論の側面から絡刺の適応を判定できねばならぬという問題と、経脈の「溢」や「満」の状態を判定する問題とが在る理だろう。

## V. 十宣穴・十王穴・八邪穴・八風穴・四縫穴・大小骨空穴など主として刺絡に用いる特殊穴の一覧

◇十宣穴……手十指指頭上、爪甲を去ること一分の所

熱による目眩や神経的に朦朧となっているような救急の状態・暑気あたりや癲癇発作、高血圧のふらつき症状など・中枢性の嘔吐や下痢・咽喉の腫痛み・指の麻木・扁桃腺炎など。

三稜鍼による点刺で出血させる。

◇十王穴……手十指の爪甲の根部中央部で赤白肉の際

高熱や中暑また霍乱などに伴う精神神経症状で、意識の混濁や喪失などの場合、また・小児の恐厥（急峻なヒステリックな冷えのぼせに伴う意識障害）にも用いる。

三稜鍼により点刺出血せしむ。

◇八邪穴……手十指の手背部で指の岐股部にある。両手で八穴となる。

『素問』刺瘡第36に

「諸瘡而脈不見，刺十指間出血，血去必已……」

( 諸瘡にして脈見れざるものは、十指の間を刺して出血せしむ、血去必ず已む)

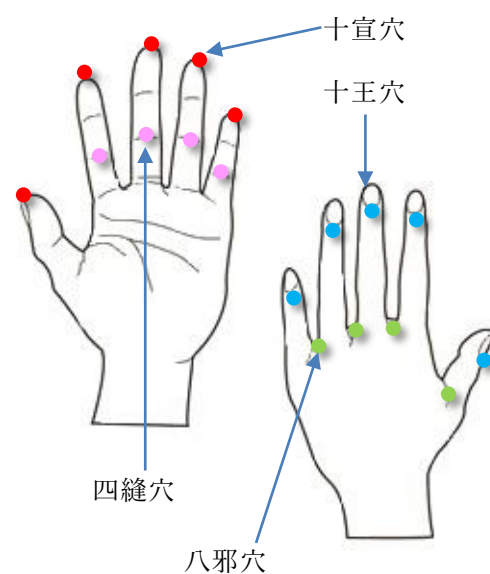
とあるが、この〈刺十指間出血〉の部分に相当する穴のことである。

局部症状：手指の麻痺、手背部（手の背甲部）の腫痛、手指の関節の疾患。

頭頂部の五官の病証：頭痛、項部痛、喉痛、歯痛、目痛など。

また、煩熱、瘧疾、毒蛇による咬傷など。

「清熱解毒通絡」と要約して表現されている。点刺して出血させる。



◇八風穴……足十指の背甲部で趾岐間にあり。八邪穴の場合に相同で、趾間の縫紋の端にある。

(足底の紋理が尽きて背甲部の普通の皮膚に移行する境目の所)

足甲(足舐)腫痛、脚の脱力や無力や弱力など。足趾のチアノーゼ症状が末梢に及んで神経炎となったもの。また、毒蛇の咬傷、瘡、頭痛、歯痛、胃痛、月経不順など。以上の効能については「活絡調血」と概括されている。

按一行間、内庭、俠溪の三穴が包括されている。これに第三趾と第四趾の間の趾岐の部分加わって片足は四穴、両足で八穴となる。  
点刺出血。



◇四縫穴……手指掌側の食指・中指・環指(薬指・無名指)・小指の基節骨と第二指骨の間の関節部(第二関節)の横紋の中央部で、両手では八穴になる。

手指の掌側にあり食指・中指・環指・小指の四指の第二関節横紋の midpoint に在り。左右共で八穴となる。

本穴は小児に多く用いられる。消化障害、疳積(一種の冷えのぼせで、主に慢性的な感冒様症状が隠されて神経過敏状態にあつて、キーキーと不機嫌に落ち着かない症候を言う)。百日咳、など。

点刺して出血させ、或いはリンパ液が少量滲出する。

◇大指甲根……老商・中商・少商の三商の合わせ呼称である。それぞれの部位は以下の通り。

老商：尺側にあつて井穴と同じような部位

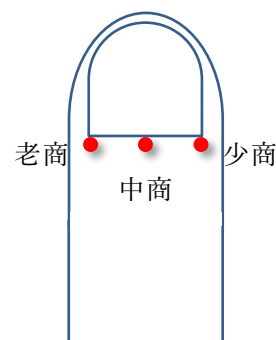
中商：老商と少商の midpoint であり、少商と中商と老商と

並んでいる。この三穴を一括して取穴し運用する。

少商：正経の太陰肺経の井穴のこと。桡側に在り。

咽喉病証：咽喉の腫痛、口内炎、喉頭炎などに伴うリンパ節炎(瘰癧)、流行性感冒や扁桃腺炎、高熱などによる意識の混濁や喪失(失神)などの救急措置に併せて用いる。

以上の効能について「疎風解毒：清熱解毒」と概括されている。  
点刺出血。



〔左手拇指〕

◇小指尖……小指の尖端爪甲を距たること一分(0.1寸)の所(手：十宣穴の小指部分)

百日咳、喘息(哮喘)、黄疸、消渴、癩疽(所謂、脱腸で、腹部臓器の脱出で大小腸や睾丸の腹壁への脱出・体調の低下時に起こりやすく、痛みに苦しまされる)など。

以上の効能について「清熱・理気」と概括されている。点刺して出血させる。

◇手足12井……手の井穴であるが、主に少商と商陽が用いられる。中衝も加えられることもある。  
他の関衝や少衝・少沢などはあまり用いられない。

熱による目眩や神経的に朦朧となっているような救急の状態、暑気あたりや癲癇発作、高血圧のふらつき症状など、中枢性の嘔吐や下痢、咽喉の腫痛み・指の麻木、扁桃腺炎など。点刺して出血させる。

◇魚際………拇指の根部で太淵穴の1寸上に在り。

扁桃腺炎、喉痛、喘鳴、咽頭炎など。

点刺出血もしくは散刺（乱切刺）にて出血。

◇尺沢………肘関節の横紋部で手太陰肺経の流注部・上腕二頭筋腱の橈側の縁に在り。

高熱のための胸苦しさ（胸悶・心煩）、暑気あたり、熱射症候など。

委中穴を配して点刺出血させれば丹毒の治療や急性の吐瀉に効あり。

点刺出血もしくは散刺（乱切刺）にて出血させる。

◇曲沢………肘関節の横紋部で上腕二頭筋腱の橈側の縁で手厥陰心包経の流注部に在り。

尺沢の効能に同じ。

点刺出血もしくは散刺（乱切刺）にて出血させる。

◇委中………膝窩横紋の中央部。

暑気あたり、吐瀉、ヒラメ筋痙攣、湿疹。

点刺出血もしくは散刺（乱切刺）にて出血させる。

◇陰陵泉・三陰交………陰陵泉は脛骨内側踝の下、脛骨内側の骨際陥凹部に取る。

三陰交は内踝の上3寸、脛骨内側縁の骨際を取穴。

腹部の腫脹、小便不利、大腿部の腫脹、丹毒などに用いる。

点刺出血もしくは散刺（乱切刺）にて出血させる。

◇丘墟………外踝の前下方、足部を外転背屈し、最も陥凹する所を取る。

脇痛、足首の捻挫。

点刺または散刺（乱切刺）して出血させる。

◇印堂……………両眉頭の中間点に取る。

頭痛、眼瞼炎や恐膜炎角膜炎に伴って起こる局部痛（目赤痛）、鼻炎など。

点刺して出血させる。

◇太陽……………眉尻と外目尻の中間点から約1寸後部を取る。

点刺または散刺（乱切刺）して出血させる。

◇瘦脈……………乳様突起の前の陥凹部で、角孫穴と翳風穴の間を3等分した下方の1/3の所を取る。

頭痛、小児の癲癇様発作。

細絡の分布点に点刺または散刺（乱切刺）して出血させる。

◇百会……………前髪際を入れること5寸、正中線にとる。また左右の耳尖を結んだ線が正中線との交点に取る。

頭痛、めまい、高血圧、意識の混濁（傾眠状態）。

点刺または散刺（乱切刺）して出血させる。



◇耳尖・屏尖・耳背の各点……………耳尖：耳介を縦に半折して上部尖端に取る。

屏尖：耳珠（耳屏〈珠頂〉）の尖端部に取る。

耳背：耳介の裏側の細絡に取穴する。

発熱、扁桃腺炎、眼瞼炎、恐膜炎角膜炎に伴って起こる局部痛（目赤痛）など。

細絡の分布点に点刺または散刺（乱切刺）して出血させる。

◇金津玉液……………舌裏の舌小帯の両側で、左が金津穴で、右側は玉液穴と呼ぶ。

舌小帯のホボ中央部の両側の静脈上にとる。

扁桃腺炎、嘔吐、舌炎、舌のこわばりや硬直・腫れ、アフター、喉頭炎、下痢、唾嚥、失語、消化器疾患等。また糖尿病の喉などの激しい乾き。

細絡の分布点に点刺または散刺（乱切刺）して出血させる。

★以下は、三稜鍼による刺絡は勿論のこと、一般の鍼刺もほとんど行わないが、重要性が高いとされている奇穴であるから紹介しておく。

◇大骨空……手拇指背側の指関節横紋の中央点

一般的には鍼刺せず瀉法灸を3～5壮。

◇小骨空……手小指背側の第二関節横紋の中央点

一般的には鍼刺せず瀉法灸を3～5壮。